

制定 2004年5月14日

改定(5) 2018年7月13日

日本マネジメントシステム認証機関協議会 (JACB)

技術委員会細則

第1条 (目的)

日本マネジメントシステム認証機関協議会 (以下「JACB」という) 規約第7条(1)項に定める技術委員会 (以下「委員会」という) を運営するため、同(2)項の規定に基づき運営に関する細則を定める。

第2条 (適用範囲)

本細則の適用される委員会は、次のとおりとする。

- (1) 品質技術委員会
- (2) 環境技術委員会
- (3) 情報技術委員会
- (4) 食品安全技術委員会
- (5) 労働安全衛生技術委員会
- (6) JACB 規約第7条に基づき新たに設置する必要が認められた技術委員会

第3条 (活動)

委員会は、自主性を重んじ、中立的な立場により、次の活動を実施しなければならない。(JACB 規約第3条参照)

- (1) 認証制度に関する調査及び研究
- (2) 認証に関する知識、情報の交流
- (3) 認証制度に関する国内外への提案及び協力

第4条 (委員の選出及び構成)

- (1) 各委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
 - ① 委員長は担当する委員会を代表し、委員会活動を統括する。
 - ② 副委員長は担当する委員会の委員長を補佐する。
- (2) 委員長及び副委員長は、技術担当幹事から選出し、幹事会で決定する。但し、技術的専門性の観点で技術担当幹事に代わり、委員会参加委員から選出することもできる。
- (3) 委員は、会員機関からの推薦により選出し、幹事会が承認する。
- (4) 委員の任期は1年間とするが、再任を妨げない。



- (5) 各委員会の下で、ワーキンググループ（分科会）を結成して活動することができる。
- (6) 必要に応じて、各委員会合同のワーキンググループ（分科会）を結成して活動することができる。
- (7) 委員は、自らの申し出により退任することができる。申し出は委員長に対して行い、委員長は幹事会へ報告する。
- (8) 委員は、次の要件のいずれかに該当する場合は、幹事会の判断により解任することができる。
 - ① JACB 規約第 4 条(4)項により会員資格を喪失した場合
 - ② 中立性及び公平性を損なうような、委員会活動を乱す行為が認められた場合

第 5 条（委員の義務）

委員は、委員会の健全な活動を促すため、次のことを守らなければならない。

- (1) 委員会活動に積極的に参加すること。
- (2) 委員会で検討するために必要な情報を提供すること。
- (3) 認証制度の発展に寄与するような建設的な姿勢であること。
- (4) 委員会活動で知り得た情報は、委員長及び関係する認証機関の了解無く開示しないこと。
- (5) 営利的な行為を慎むこと。

第 6 条（外部代表委員との関係）

国際担当幹事は、委員会での検討内容を理解し、相互のコミュニケーションを図るため、各委員会の要請により委員会に参加できる。

第 7 条（委員会の開催）

- (1) 委員会は、次のいずれかに基づき開催される。
 - ① 委員長が必要と認めた場合
 - ② 幹事会から要請された場合
 - ③ 委員の 3 分の 1 以上から開催の目的を示して要請された場合
- (2) 委員会は、原則として委員長が召集する。

第 8 条（検討するテーマ）

委員会で検討するテーマは、次に掲げる点を考慮し、幹事会で決定する。

- (1) IAF、国内認定機関又は経済産業省等の外部団体からの要請に基づく場合
- (2) 事件、苦情処理等により緊急的に問題を解決する必要がある場合
- (3) その他幹事会で必要と認める場合



第9条（議事録）

毎回、委員会（ワーキンググループを含む）の議事録を作成する。

第10条（報告）

- (1) 委員会活動の進捗状況は、委員長又は委員長が所属する会員機関を代表する幹事を通じて、常に幹事会へ報告される。
- (2) 委員会が、本協議会の名称で対外的に発表する文書は、事前に幹事会の承認を得なければならない。また、会員機関提供の情報を含む場合は、当該会員機関の了解を事前に得ることとする。（JACB 規約第7条(3)参照）

第11条（記録）

- (1) 委員会の議事録及び検討結果報告書等の記録は、JACB 事務局で管理し、保管期限は永年とする。
- (2) JACB 事務局に保管されている記録類は、会員機関に限り閲覧することができる。
- (3) 外部から開示要求があった場合は、幹事会の承認が必要となる。また、会員機関提供の情報を含む場合は、当該会員機関の了解を事前に得ることとする。
- (4) 前項に定めたもの以外の記録は、委員長が、該当テーマの検討が完了するまで保管する。

第12条（費用補助）

- (1) 会議費、資料代等の委員会に係わる費用は、JACB 会計にて補助する。
- (2) 費用は、領収証を添えて JACB 事務局へ請求する。
- (3) なお、会場の手配は、各委員会で行うものとし、できる限り会員機関の会議室を利用することが望ましい。

第13条（細則の改廃）

この細則は幹事会の決定により改廃する。

附則

この細則は、2018年7月13日から施行する。

改定記録

改定番号	改定日	改定箇所	改定理由
0	2004.5.14	—	制定。
1	2004.6.18	第 6 条	委員長と外部委員との関係明確化を追加。 (2)項の表現を見直し。
2	2006.10.19	第 4 条 第 6 条 第 13 条	技術委員会副委員長及び IAF 担当幹事の位置付けを明確化。 IAF 担当幹事と各技術委員会との関係を整理。 本細則の改廃を明記するため第 13 条を追記。
3	2009.5.15	第 1 条 第 4 条 第 5 条 第 6 条 第 10 条 第 11 条	組織統合に伴う全面的な見直し。 協議会名称の変更、規約根拠条文の変更。 委員長及び副委員長の責務の明確化。 委員長及び副委員長の選出方法の見直し。 委員退任時の幹事会承認の廃止。 守秘義務条項の追加。 委員長の JAB 技術委員会委員兼任規定の廃止。 对外発表文書の会員機関提供情報の事前了解規定を追加。 開示要求での会員機関提供情報の事前了解規定を追加。
4	2011.4.20	第 2 条	(4)項追加。
5	2018.7.13	全体 第 2 条 第 4 条 第 10 条	字句及び用語を修正。 (4)、(5)項を追加。 委員長及び副委員長を各委員会参加委員からも選出できるように修正。 幹事会での委員会活動報告者を委員長所属機関からの幹事まで拡大。

